# 2009年12月21日

# 平成 22 年度

東京都予算編成に関する提案書

都議会生活者ネットワーク・みらい

# 東京都知事 石原 慎太郎 様

都議会生活者ネットワーク・みらい 西崎 光子

# 平成 22 年度東京都予算編成にあたっての提案書

平成 20 年度決算は、実質はかろうじて 8 億円の黒字となりましたが、都税収入は総額で前年に比べ、2,040 億円の減となりました。また、経常収支比率は、昨年から 3.9%上昇し、東京ひとり勝ちといわれた都財政も 19 年度をピークに下方に転じたことは明白であり、景気に左右されやすい法人税の割合が大きい都税収は、今後さらに厳しくなることが予想されます。

9 月の新政権発足以降、国政において数多くの新たな取組が行われていますが、税収動向に加えて、国の動向が都財政に大きな影響を与えることは必至です。

国が行った事業仕分けは、大きな注目を集めましたが、都においても、社会状況の急激な変化を考えると、いったん計画した事業であっても、常に検証し、見直していくことが重要です。

特に新銀行東京、築地移転、オリンピック招致など巨費を必要とする事業についての情報公開と責任の所在を明らかにしておらず、多くの問題を残しています。新銀行東京については、延命ではなく「撤退・処理」という基本方針を直ちに示すべきです。このような問題に早期にけじめをつけ、都民の生活要求に応える施策展開が求められていることを充分に認識し、多様な生き方を保障する福祉や環境、そして次世代への投資としての教育予算に優先的に振り向けるべきです。

昨年の秋以降の経済不況により、東京では、生活の貧困が深刻化してきています。医療・保育・教育・社会福祉・介護・雇用・住宅といった問題の背景には、生活の貧困があり、その解決を都 政の最重要の課題と位置付けるべきです。

平成22年度予算編成にあたっては、都民が置かれた危機的状況を克服するための支援や少子 高齢社会への対応など都民の生活の安定を重視した施策展開を積極的に行う財政運営が求められ ます。

以上を踏まえ、予算編成に向け、私達の案を取りまとめましたので、反映されるよう提案いた します。

以上

# 【重点項目】

### セーフティネットの充実

1 介護職員の処遇改善

介護に携わる人材の専門性を高めるための研修を充実するとともに、誇りを持って働くことを保障する報酬・処遇の改善を行って人材の定着を図る必要がある。それには都内すべての介護事業所が介護職員処遇改善交付金を申請できるよう情報伝達の徹底と、申請に関する十分な指導を行うこと、交付金の対象外となる職種の介護事業所職員も含め、処遇改善が図られるよう、介護職員処遇改善交付金実施後の実態を検証し、都独自の処遇改善策を行うとともに、目指すべき介護従事者の処遇改善に向けて、さらなる制度改善を国に働きかける。

- 2 今後養護学校を卒業する重症心身障害児・者の数に見合った通所先をつくるとともに、施設の 医師・看護士等の確保及び送迎バスの増車、重症心身障害者(児)のショートステイの増床 を図る。
- 3 すべての施設や学校で同性介護・介助が可能になるよう人員配置を行う。

### 周産期から終末期まで、地域で支える医療

- 1 ハイリスク出産や新生児医療に対応するため、NICU・GCU などの整備に取り組む医療機関への 支援をさらに充実するとともに、NICU を退院した子どもの在宅生活の支援を強化する。
- 2 多摩地域における周産期医療体制のネットワークを早急に整備する。
- 3 小児科及び産科等の医師を確保し、救急医療体制を整える。 特に八王子・清瀬・梅丘の各病院の統廃合においては、地域の受け皿作りが整うまでは廃院としないこと。
- 4 在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションの増設で、在宅医療サービスの提供体制を整備 するとともに、在宅療養が困難になったときのセーフティネットとして、特養・老健・療養 病床のショートステイなどを整備する。

### 子育ち・子育てを応援する

- 1 子どもの権利擁護事業を拡充し、年次報告を行うこと。
- 2 保育待機児を早急に解消するため、保育所整備を促進する。特に、緊急に保育園の増設を進める場合、学校の空き教室や都有地の活用などを速やかに認める。

### すべての子どもの学びを保障する

- 1 これまでの都立高校改革を総括し、状況に合わせた改善を行う。特に中高一貫校・定時制高校・単位制高校など。
- 2 学校内の事務作業をできる限り削減して、教員が子どもに関われる時間を増やす。
- 3 安全な食材確保と食育推進のために、正規の栄養職員を増やすとともに、栄養教諭の資格取得を促進させ、各校に配置する。

### 文化的で豊かな暮らし

1 ワークライフバランスについての普及啓発を行い、仕事と家庭生活の両立が可能な雇用環境

を整備するために、中小企業を支援する。

- 2 高齢者・若者・子どもの消費者被害の未然防止のため、消防、病院、警察との連携を強め、 商品事故情報を速やかに提供する。
- 3 消費者教育の積極的な推進や消費者情報の効果的な提供に取り組む。

# 持続可能な都市づくり

- 1 バイオマスやメタンガス、小水力・下水熱・地熱などの未利用エネルギーの活用を推進する。
- 2 既存緑地・樹林を保全するため、市民緑地制度や緑地保全地区制度などあらゆる制度の活用 を進めるとともに、区市町村を支援する。
- 3 総合的な水循環を推進する地下水保全条例をつくり、地下水・湧水の保全や復活に向けた市区町村の取り組みを支援・連携する。
- 4 「水は限りある貴重な資源」との観点から、節水、漏水対策等、再利用を強化するとともに、 都の独自の水源の回復と保全に努め、適正・有効に利用して、ダム開発に頼らない水道事業 の構築をはかる。
- 5 起業に当たっては相談体制・フォロー体制を拡充し、低利の融資制度など女性や若者が起業 しやすい環境作りをすすめる。突然の解雇や内定取り消しに対する相談体制を整備する。

# 安全で暮らしやすいまちづくり

- 1 自転車を都市交通のひとつと位置づけ、長期的な自転車道路整備計画を策定する。
- 2 防災計画・復興計画に女性の視点を盛り込み、避難所での障がい者、高齢者、女性など弱者のプライバシーや安全を確保する。

# 【一般項目】

# セーフティネットの充実

### (1)高齢者福祉の充実

1 介護職員の処遇改善

介護に携わる人材の専門性を高めるための研修を充実するとともに、誇りを持って働くことを保障する報酬・処遇の改善を行って人材の定着を図る必要がある。それには都内すべての介護事業所が介護職員処遇改善交付金を申請できるよう情報伝達の徹底と、申請に関する十分な指導を行うこと、交付金の対象外となる職種の介護事業所職員も含め、処遇改善が図られるよう、介護職員処遇改善交付金実施後の実態を検証し、都独自の処遇改善策を行うとともに、目指すべき介護従事者の処遇改善に向けて、さらなる制度改善を国に働きかける。

- 2 認知症高齢者への見守リネットワークを構築するとともに、若年性認知症などの相談・支援体制の整備を図る。
- 3 介護サービス情報の公表制度について、利用者が活用しやすい制度になるよう,さらなる工夫を図る。
- 4 低所得高齢者向けのグループホーム、高齢者専用賃貸住宅の整備を進める。都有地や都営住 宅建替えで生じる空地などを活用して、多様なニーズに対応する小規模多機能施設やグルー プホームを地域に整備する。
- 5 介護療養病床の廃止に伴い、老人保健施設などの受け皿となる施設整備を進める。
- 6 介護保険以外の福祉サービスやそれを担う人材の育成を進める。
- 7 移動の自由を保障するため、福祉有償運送や福祉限定タクシー事業者への支援、規制の緩和、 利用者への補助のしくみを検討する。
- 8 多摩都市モノレールへのシルバーパスの利用拡大を行なう。

# (2)障がい者(児)福祉の充実

### 障がい者の自立支援

- 1 障がい者(児)へのあらゆる差別をなくし、人権を保障する差別禁止条例をつくる。
- 2 障がい者の自己選択・自己決定を保障するサービスを整備するとともに、生活の質の向上を 図るため、地域生活支援を積極的に進める。
- 3 各自治体における居宅系サービスの支給量は、障害者の生活に基づいた支給決定を行うよう 要請すること。また自治体間格差を是正するよう都として適切な支援を行うこと
- 4 利用料負担は世帯単位ではなく、個人単位で組み立てなおし、応益負担ではなく、応能負担とするよう国に求めていく。
- 5 入所施設から地域での自立生活への移行を促進させるため、長時間介助の人材確保を進める。
- 6 障害者施策と介護保険制度など制度間の整合性を図り、高次脳機能障害の人も、切れ目のない い支援が受けられるようにする。
- 7 障がい者へのトータルな支援を図るために、介護保険のケアマネに当たる専門的コーディネ

イトができる人材を養成する。

- 8 今後養護学校を卒業する重症心身障害児・者の数に見合った通所先をつくるとともに、施設の 医師・看護士等の確保及び送迎バスの増車を図る。特に、重症心身障害者(児)のショート ステイベッドを増やす。
- 9 福祉的就労から一般就労まで、働く場の環境整備をはかるため、ジョブコーチなどの人材を 育成する。なおジョブコーチは内部障害者も使えるようにする。
- 10 小規模作業所等への運営補助を継続する。
- 11 都庁内の障がい者雇用はすべての障害を対象とし、各局に拡充していく。
- 12 発達障害者支援センターを拡充するとともに、相談担当者の資質向上を支援する。
- 13 すべての施設や学校で同性介護・介助が可能になるよう人員配置を行う。

### 精神障がい者の地域生活移行のために

- 1 精神障害者の地域移行を促進するため、公営住宅への優先入居を進めるとともに、賃貸住宅 入居時に、都や自治体が公的保証人となって、住宅を確保すること。
- 2 24 時間対応可能な精神科救急医療を拡充すること。
- 3 障害者福祉手当、医療費助成などを精神障害者にも拡大するとともに、精神障害のために提出が必要となる医師の診断書の料金を都が助成する。
- 4 精神保健福祉センターを中心とした訪問型支援の整備を行う。
- 5 「地域自立生活センター」「共同作業所」などへの運営費助成を拡充する。
- 6 社会復帰のための訓練及び生活訓練施設やグループホーム等、社会復帰対策を充実する。
- 7 精神障がい者の家族に対し、家族のレスパイトや24時間体制の相談支援を行う。

### (3) ともに生きる地域福祉

- 1 「地域福祉権利擁護制度」の周知を図り、事業の中核を担う社会福祉協議会、専門員、生活支援員の質の向上と人材育成・研修をすすめる。
- 2 グループホームやミニデイサービス等においては、高齢者から子どもまでを対象としたソーシャルミックスの施設作りを進める。
- 3 高齢者・障害者の施設の災害対策を進める。
- 4 多重債務者の生活再生事業の使い勝手を改善する。
- 5 ホームレスの安定した住居の確保や雇用の機会を創出するとともに、NPO等を中心に地域 生活をサポートする体制をつくる。
- 6 高齢者等の在宅生活を支援する役割を担っている『食事サービス』(配食・会食・ミニディ・ 男性料理教室等)についてすべての区市町村で食事サービスが確実に実施されるよう、都は 財源を保障するとともに、各区市町村に対してイニシアティブを発揮する。
- 7 住民参加による地域福祉コミュニティを育成するために、都は住民参加やボランティアに関する都民の理解を深めるための社会教育や広報に務める。
- 8 犯罪被害者等支援の重要性を広め、相談窓口の充実を図る。

### ひとり親家庭への支援

- 1 安定した就労を確保するため、支援策を総合的に展開する。
- 2 職住近接をはかる視点で、子どもの年齢や収入に応じた公営住宅入居の促進、または民間住宅入居への家賃補助制度をつくる。
- 3 障がい児がいる等、ひとり親家庭の状況に配慮し、ホームヘルプ事業など実態に即した総合 的な支援を拡充させる。

# (4)住まいの確保は生活の最低条件

- 1 公営住宅の増設、設備改修、空き室の早期解消などで住宅確保の施策を推進する。
- 2 若者の一人暮らしやルームシェアを可能にする公営住宅の入居のあり方を検討する。
- 3 住宅困窮者で都営住宅に入居できない人のための家賃補助制度をつくる。
- 4 コミュニティ形成のため、多様な世帯が混在するソーシャルミックスを促進する。
- 5 家族構成の変化に対応する住替えを支援する。
- 6 民間の介護付き賃貸住宅などで、入居者の生活や権利が守られ、適正に運営されているかの 調査、定期的チェックを厳正に行う。

# 周産期から終末期まで、地域で支える医療

# (5)医療の充実

# 周産期及び救急医療の充実

- 1 ハイリスク出産や新生児医療に対応するため、NICU・GCU などの整備に取り組む医療機関への 支援をさらに充実するとともに、NICU を退院した子どもの在宅生活の支援を強化する。
- 2 多摩地域における周産期医療体制のネットワークを早急に整備する。
- 3 病院と診療所や助産所との連携体制を充実させ、地域での出産を促進する。
- 4 助産師の活用・連携強化で、母子の心身の健康・育児に係る相談体制を拡充する。
- 5 自治体が出産後の支援が必要と判断した母子に対する子育てスタート支援事業を拡充する。

### 都立病院

- 1 小児科及び産科等の医師を確保し、救急医療体制を整える。 特に八王子・清瀬・梅丘の各病院の統廃合においては、地域の受け皿作りが整うまでは廃院としないこと。
- 2 看護師・助産師等の医療従事者の地位向上と、勤務環境の改善を図る。
- 3 地域の2次医療を担ってきた公的中核病院については、運営費への補助や病床数に応じた加 算制度、医師の確保など、都としての支援策をより一層進める。
- 4 アルコール依存症や精神科疾患の急患等に対処できる病院を増やし、医療ソーシャルワーカー を配置する。
- 5 すべての都立病院にアレルギー専門外来を設置する。
- 6 メディカルソーシャルワーカーや医療クラークを育成し、十分な配置に努める。
- 7 都立病院の「患者の権利章典」を医療従事者及び患者に周知をはかり、患者へのサービス向上を進め、インフォームドコンセント、セカンドオピニオンなどの原則を徹底する。

8 病気で十分な教育を受けられない子どもたちへの院内学級や訪問学級の充実をはかる。

#### 新たな医療危機への対応

- 1 新型インフルエンザやSARSに対する防疫体制の強化と十分な情報提供を行う。
- 2 新型インフルエンザの拡大等によって介護保険事業所の事業継続に支障をきたさないよう、 ネットワーク構築を進める。

### 健康保険制度の運用

1 健康保険組合に対する都の補助金は、現行水準を確保する。

#### 在宅医療の推進

- 1 在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションの増設で、在宅医療サービスの提供体制を整備 するとともに、在宅療養が困難になったときのセーフティネットとして、特養・老健・療養 病床のショートステイなどを整備する。
- 2 特養での看取りができるよう、医療との連携を進める。
- 3 難病や重度障がいにより、在宅で医療を伴うケアを必要とする人への支援体制を充実し、医療機関との連携で、医療的介護の枠を広げる。
- 4 在宅における緩和ケアの提供体制を進める。

#### 難病対策の充実

- 1 難病医療費助成制度を存続し、対象疾病を拡大する。
- 2 難病の原因究明と治療研究を促進するとともに、早期発見・早期治療体制を確立する。
- 3 『東京都難病相談・支援センター』が広尾へ移転するに当たり、事業が円滑に行われるよう、 設備の充実と機器の整備を行い、相談員の配置が充実できる事業委託を行う。
- 4 『難病患者等居宅生活支援事業』の周知徹底をはかるとともに、訪問リハビリを事業に入れるなど在宅支援事業の充実を図る。
- 5 難病・障害者が利用できるように、公立病院等でのショートステイ病床を確保するための予 算措置を講じる。
- 6 難病、重度障がい者への災害時の要援護者対策として、防災計画の中に医療的支援を盛り混 み、難病患者支援マニュアルを作成する。特に透析患者等への対応システムを構築する。
- 7 難病患者の職業訓練や多様な勤務形態の確立、相談等、就労支援を充実する。

# (6)健康づくり

生涯にわたる性と健康の権利のために(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

- 1 生涯にわたり自分自身の健康管理を行える年代別保健教育のプログラムを作成し、学校・社会教育で行なう。
- 2 小学校からの薬物・たばこ・性感染症などに関するカリキュラムを積極的に取り入れる。
- 3 性や薬物等に関して、子ども自身がアクセスしやすい相談機能をNPO等と協力して作る。
- 4 10 代向けの、性・妊娠・出産や暴力など人権に関するユースクリニック(相談窓口)を、N POなどの協力を得て、相談しやすい繁華街(原宿、渋谷、新宿など)に設置する。また、

その後の医療を含めた継続的なケアのためのネットワークをつくる。

- 5 乳がん健診の受診率を上げるため、区市町村と連携する。
- 6 乳がん、子宮がんなど女性に多いがん対策に NPO や市民団体と連携して普及啓発に取り組む。

# 子育ち・子育てを応援する

### (7)子どもの権利の視点を拡げる

- 1 「子どもの権利条約」にある子どもの意見表明権や社会参加の権利に則って子ども参加で「子どもの権利条例(仮称)」を制定し、「東京都子ども総合計画」を策定する。
- 2 子どもの権利擁護事業を拡充し、年次報告を行うこと。
- 3 子どもの権利回復までを職務とする「第三者機関(オンプズパーソン)」を設置する。

# 保育サービスの充実

- 1 保育待機児を早急に解消するため、保育所整備を促進する。特に、緊急に保育園の増設を進める場合、学校の空き教室や都有地の活用などを速やかに認める。
- 2 保育サービスについては,都として「子どもの最善の利益」の視点で評価・検証を行い、基礎自治体と連携して保育環境の整備を行う。
- 3 保育の質と保育環境を低下させないよう、国規準を堅持する。
- 4 地域の特性を活かした保育事業の展開のため、良質なNPOや市民事業の参入を促す視点で要綱等の見直しを検討する。
- 5 就労の有無に関わらず、必要な時に誰もが利用できる子育て支援サービスを拡充する。
- 6 区市町村の実情にあった学童保育と放課後全児童対策をすすめるための支援を充実する。
- 7 学童保育の規模の適正化と待機児の解消、ハンディキャップのある子どもの受け入れ体制の 充実等を考慮して、都独自の「学童保育の設置・運営基準」を策定する。
- 8 大規模学童保育を解消するために、施設増設を可能にする補助金を増やす。

### 子どもの虐待防止と社会的養護

- 1 児童相談所を増設し、児童福祉司・児童心理司の配置を増強するとともに、地域の子ども家庭支援センターや保健所・医療機関との連携を強化する。
- 2 虐待を受けた子どものための専門の緊急一時保護施設を充実する。
- 3 暴力防止プログラムも含めた親支援・親教育のプログラムをつくり、虐待を予防する。
- 4 虐待の未然防止のために、周産期から助産師や保健師を派遣し、子育てを孤立させない支援 を拡充する。
- 5 養育家庭制度を拡充するため、養育手当の充実やレスパイトケアなどの支援を行う。
- 6 養育家庭への研修や相談機能を拡充し、連絡会などネットワーク機能を充実する。
- 7 児童福祉施設サービス評価は、子どもからの評価をとりいれる工夫をする。

# すべての子どもの学びを保障する

# (8) 教育への信頼を取り戻す

1 教育委員会の委員構成を、女性や子育て中の人も含むバランスの取れたものとする。

### 教員の質と量の確保

- 1 教員定数増を国に求め、必要十分な教員数を確保する。
- 2 新卒採用者に対して、正式採用前の研修を各学校で実施する。
- 3 教職員の専門性と質の向上に向けて、大学院や研究機関などでの研修やボランティアなどの幅広い活動に参加することが可能な休業体制を整備する。
- 4 複数担任制やTT、教員の事務作業を補佐する教員クラークなど、現場の状況に応じて対応 できるよう柔軟な職員配置をする。
- 5 メンタル面でのサポートなど教員のための相談体制を整備する。
- 6 栄養士、図書館司書、学校安全員など学校内に子どもに関わる人材を増やす。
- 7 都立高校・中高一貫校の保健室施設・設備を充実し、養護教員の複数配置を進める。
- 8 障害を持つ児童・生徒・学生の支援を積極的に行うとともに、障害者教員の雇用を図る。
- 9 学校内の事務作業をできる限り削減して、教員が子どもに関われる時間を増やす。

### 子どもの学ぶ権利を保障する

- 1 子どもの権利を尊重した学校運営を行い、教育の分権を進める。
- 2 これまでの都立高校改革を総括し、状況に合わせた改善を行う。特に中高一貫校・定時制高校・単位制高校など。
- 3 授業料を無償化するとともに、要保護、準保護世帯以外も困窮している世帯の生徒には所得に応じて教材費、制服、給食費、修学旅行費など学校教育に必要な費用を免除する。
- 4 化学物質フリーの学習環境を目指し、シックスクール等により通学が困難な子どもたちの学習権を保障する。
- 5 教育庁に外国人教育の専門部署を設置し、外国人の子どもの母国語教育や、日本語が十分でない児童・生徒への語学指導を充実するため、教員を加配するとともに、都立高校に外国人 や帰国子女枠を増やし、入学試験においては特別の配慮を行う。
- 6 国際人権教育、メディア・リテラシー教育、職業教育を行うため、年齢に応じたプログラム をつくる。
- 7 夜間中学及び定時制通信制高校の学習環境を整備する。
- 8 フリースクール、ホームエデュケーションなどを学校教育と同価値とみなすガイドラインを 作成し、多様な学びの場を保障し、公的支援をする。
- 9 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を拡大し、教育と福祉の連携を図る。
- 10 学校図書館支援センターの設置を支援し、授業での学校図書館の活用を促進する。

### 若い世代が希望を持てる施策展開

- 1 給付型の奨学金制度を充実させる。
- 2 中途退学者など再チャレンジへの意欲を持つ子どもへの教育を支援する。
- 3 若年層に対する金銭教育や多重債務に関する教育の推進に取り組む。

- 4 若者の技能習得を支援し、就労の機会を増やすとともに、定着に向けた相談事業を充実する。
- 5 若者の自立を応援するため、住宅支援に若者枠を設ける。
- 6 フリースクール・コミュニティスクールなど多様な教育の機会を創出するNPOの活動を支援する。
- 7 国際的な視野をもつ若い世代を育てるために、国際交流事業を支援する。

# (9) 教育環境の整備

### 教育施設・設備の充実

- 1 学校への太陽光エネルギーの導入を進めるとともに、校庭の芝生化や緑のカーテンづくりに際しては、継続的な維持補修が行える補助制度をつくる。
- 2 教育環境におけるユニバーサルデザイン化を早期に実現し、地域に開かれた社会資源として、 都立高校も含めた学校施設を開放する。
- 3 統廃合で空いた学校の活用を進める。
- 4 小中学校の直結給水を促進する。
- 5 学校のトイレの改善をはじめとした施設整備への助成を増やす。

# 安全で豊かな学校給食

- 1 学校給食では有機栽培や地場産の食材を積極的に活用し、遺伝子組換え食品は使わない。
- 2 安全な食材確保と食育推進のために、正規の栄養職員を増やすとともに、栄養教諭の資格取得を促進させ、各校に配置する。
- 3 学校給食用の牛乳容器としてリユースびんを継続する。

### (10)特別支援教育

- 1 特別な支援を必要とする子どもの増加による過大過密を解消するため、新設または学級増を 行い、各学級が1教室を確保できるようにすること。
- 2 在籍児童・生徒の障がいの重度化・重複化に即した学校施設の整備を早急に行うとともに、 教員・医療関係者・介助者の増員を行い、教員の専門性の向上のための研修を充実する。
- 3 特別支援教育では、個々のニーズに応じた教育課程の設定・指導の充実を図る。
- 4 特別支援教育への理解や啓発をすすめ、副籍校での受け入れ態勢の整備を図り、副籍校訪問時には介助員をつけるとともに、希望する児童・生徒が地域の普通級で学ぶことを保障するため、介助員を配置する。
- 5 障がい児の放課後対策として、学童保育への通所を6年生まで延長し、学童保育までの移動 を保障するサポート事業を支援するとともに、障がい児の放課後保育を担うNPO・市民活 動団体への支援を拡充する。
- 6 スクールバスは中型車を増やし、乗車時間を短縮させるとともに、添乗員の研修を進める。

### (11) 私学振興について

1 幼稚園から高校・専修学校までの私学に対する経常費補助、授業料軽減補助等の助成を拡充

する。

- 2 私立学校・幼稚園の老朽校舎および耐震化への改築・改修に対する補助を充実する。
- 3 東京都内の私立学校施設においても「化学物質子どもガイドライン」の理解と活用をはかるよう関係機関に働きかける。

# 文化的で豊かなくらし

# (12)男女平等社会の実現

### 男女平等参画をすすめる

- 1 都のすべての審議会・協議会の女性委員の割合を早急に 50%にするよう、積極的差別是正政策(ポジティブ・アクション)をすすめ、具体的なプログラム(人材育成・年次目標の設定) を策定するとともに、年度ごとに成果を公表し、達成できない理由を明確にする。
- 2 都庁職員、管理職への女性の登用を促進する。

### 男女平等教育をすすめる

- 1 性別役割分業意識を解消するため、教職員の研修や、人権教育を基礎として男女平等教育を あらゆる機会・教育場面を通じて行なう。
- 2 DVの未然防止として、学校教育の中で「デートDVを防ぐ取組」をすすめる。
- 3 すべての学校で男女混合名簿をすすめる。

### 女性への暴力をなくす

- 1 DV被害者支援を行うためのワンストップサービスを充実させる。
- 2 母子生活支援施設の充実と緊急一時避難場所の増設をすすめる。
- 3 女性への暴力や性的虐待への対策、被害者のためのシェルター運営などに取り組む民間団体 への補助を行う。
- 4 配偶者暴力相談支援センターを各区市町村に設置し、機能を強化するための支援を行うとともに、ウイメンズプラザの講座や施設職員の研修などを充実させる。
- 5 配偶者暴力のある家庭の子どもに対して、精神的なケアを図る。
- 6 性犯罪被害者が2次被害を受けることのないよう警察や医療関係者は十分な配慮を行うこと。

# ワークライフバランスの実現

- 1 育児・介護休業期間の延長と有給化を保障し、父親に取得を義務づける「パパクォータ制度」 を進める。
- 2 ワークライフバランスについての普及啓発を行い、仕事と家庭生活の両立が可能な雇用環境 を整備するために、中小企業を支援する。
- 3 多様な働き方に対応できる子育て支援策を充実し、事業所内保育所設置を促進する。
- 4 フルタイム労働(正規雇用)とパートタイム労働(有期雇用の短時間労働など)との間接差別を禁止し、同一価値労働同一賃金、均等待遇の実現をすすめる。

# 文化・スポーツ行政の推進

- 1 ワンダーサイト事業は見直す。
- 2 都響や文化団体への支援を減額しないこと
- 3 地域スポーツ活動への支援を強化する。

# (13)消費者行政の推進

### 消費者センターの機能強化

- 1 消費者問題の新たな展開を踏まえて、東京都消費生活基本計画を積極的に推進する。
- 2 地方消費者行政活性化のための基金を積極的に活用する。
- 3 東京都の消費者相談の機能を充実させるとともに、都と区市町村との間で消費者相談の連絡・調整機能を強める。
- 4 消費生活相談員の人材養成と処遇を改善する。
- 5 高齢者・若者・子どもの消費者被害の未然防止のため、消防、病院、警察との連携を強め、 商品事故情報を速やかに提供する。
- 6 消費者教育の積極的な推進や消費者情報の効果的な提供に取り組む。
- 7 適格消費者団体への情報提供・連絡調整の取組を進め、訴訟費用の援助制度を検討する。

# 食品安全

- 1 「東京都食品安全条例」を活用し、食の安全を市民のイニシアティブで確立する。
- 2 食品による危害の発生の未然防止を図るため、輸入食品や健康食品その他、都民が不安を持つ食品などの安全性調査を積極的にすすめる。
- 3 食品の安全確保施策を積極的に進め、食に対するリスクコミュニケーションを充実する。
- 4 食品表示の適正化については、消費者にとって必要な情報を正確にわかりやすく伝える制度 を確立し、不正表示の一掃と食品表示ウォッチャー制度の継続・強化を行なう。
- 5 加工食品の原産国表示の実施状況を点検し、政策評価を行う。
- 6 食品の包装材についても安全性を確保するため、素材表示を義務づける。
- 7 県域を超える広域的な食品安全に関する課題、トレーサビリティなどについて、他の道府県 との協力を推進するための協議や行政協定の締結などを推進する。
- 8 食品添加物等は、子どもに合わせた安全基準をつくるよう国に働きかける。
- 9 国産のBSE全頭検査を継続し、クローン技術による食肉の流通をさせないこと。
- 10 遺伝子組換え食品対策をすすめる。

# 持続可能な都市づくり

### (14)地球温暖化対策の推進

- 1 環境優先原則を確立し、東京を環境自治体に変える。
- 2 CO2排出量削減目標達成に向け、企業や市民の協力のもと、進行管理を徹底する。
- 3 環境確保条例における排出削減義務付け制度を強化し、清掃工場の非エネルギー起源のCO 2排出についても対象とする。

- 4 中小企業や家庭の省エネ化・自然エネルギーの利用について融資制度などを導入し、経済的 に促進を誘導する。
- 5 市区町村が行う再生可能な自然エネルギーの導入に都独自の助成制度を設け、地域分散型エネルギーへの転換を積極的に進める。
- 6 バイオマスやメタンガス、小水力・下水熱・地熱などの未利用エネルギーの活用を推進する。
- 7 学校をはじめとした公共施設に太陽光発電、風力発電、ソーラーシステム、コジェネ、燃料 電池などを導入し、グリーン購入を推進する。
- 8 長時間営業(昼夜間営業、24 時間営業)する店舗・事業者に対しては省エネ対策を徹底する とともに、ネオンなどの企業広告の時間制限を行う。

# (15)水と緑を守り育てる

### 緑を守り・育てる

- 1 「緑の東京10年プロジェクト」を全庁挙げて着実に実現する。
- 2 既存緑地・樹林を保全するため、市民緑地制度や緑地保全地区制度などあらゆる制度の活用 を進めるとともに、区市町村を支援する。
- 3 特別緑地保全地区指定を広げるために、自治体が地主からの買取請求に応じる場合、都にも 1/3 の補助制度を設ける。
- 4 緑の募金基金を充実させ、その使途を丘陵地や里山・森林保全まで拡大する。
- 5 国分寺崖線等の保全を広域連携で行えるよう支援する。
- 6 一定規模以上の屋外駐車場には緑化や浸透舗装を義務づける。

### 水循環を取り戻す

- 1 雨水貯留槽の設置助成制度を拡充し、雨水利用をすすめる。学校等、緊急避難場所として指 定されている箇所に「雨水貯留槽」の設置をすすめる。
- 2 雨水の地下浸透が可能な地域では、透水性・保水性舗装を普及させるとともに、雨水浸透マスの設置を積極的に指導し、補助を復活する。
- 3 総合的な水循環を推進する地下水保全条例をつくり、地下水・湧水の保全や復活に向けた市 区町村の取り組みを支援・連携する。
- 4 地盤沈下を起こさない計画揚水量を定めて、地下水の計画的な利用をはかる。
- 5 崖線地域では地下水保全のために地下構造物の建設を制限、または禁止する。
- 6 地質汚染(地層汚染・地下水汚染・地下空気汚染)の未然防止と浄化対策を強化する。
- 7 1-4ジオキサンの検出で閉鎖した水源井戸については、除去方法が確立するまで、継続的な 汲み上げを検討する。

#### 河川の環境と水質の改善

- 1 多摩川上流の過度な取水を抑制し、河川環境維持用水の放流を可能な限り拡大する。
- 2 多摩川中流の水質・水量を確保し、玉川浄水場での取水再開をめざす。
- 3 水再生センターの放流水質を改善して、都内の河川の水質浄化を促進する。
- 4 水道水の水質管理基準項目に非イオン系界面活性剤を追加し、不使用を啓発する。

- 5 中小河川のコンクリート三面護岸を多自然型工法で改善し、多様な生物が生息できる空間に 変える。
- 6 東京湾沿岸 8 都県市の排水規制を強化し、東京湾で泳げるよう水質改善に向け年次目標を立てる。
- 7 水辺の憩いの空間として、立川地区の残堀川に親水公園の整備を進める。
- 8 スーパー堤防事業は見直す。

### 水源開発の見直し

- 1 「水は限りある貴重な資源」との観点から、節水、漏水対策等、再利用を強化するとともに、 都の独自の水源の回復と保全に努め、適正・有効に利用して、ダム開発に頼らない水道事業 の構築をはかる。
- 2 八ツ場ダムの利水に頼らない水政策を策定するため、過大な水需要予測は実績と実態に合わせて再度早急に見直す。
- 3 認可水源となった、多摩の地区水源を都の保有水源に組み入れること。

### (16)健康で安全な環境

# 有害化学物質対策

- 1 化学物質子どもガイドラインの都民への周知に努めるとともに、条例化を検討する。
- 2 未然防止の原則で、有害化学物質による複合汚染のリスク評価を実施する。
- 3 有害化学物質のリスクコミュニケーションについて、市民と企業と協働で行っているモデル 事業を拡大・充実させる。
- 4 シックハウス症候群の実態調査を行い、相談・治療・環境改善の迅速な連携体制を作るとと もに、シックハウス患者のための一時避難シェルター住宅を提供する。
- 5 土壌汚染対象物質にアスベストを加えるとともに、環境確保条例においても土壌に含まれる アスベスト処理について規制の対象とする。
- 6 アスベストを使用している建物には表示を義務付け、解体時には作業者だけでなく、周辺住 民もアスベスト解体作業中であることを知りうるようにする。解体時の飛散防止を徹底する とともに、アスベスト廃棄物の適正処理・処分を適正に行うよう監視する。

### 廃棄物対策

- 1 廃棄物対策は、発生抑制、再使用、再利用の順位で推進し、都民への広報活動を積極的に行うとともに、事業者の誘導を進める。
- 2 容器包装プラスチックの資源化を促進するため、区市町村の容器包装プラスチック選別・梱包・保管の施設整備やその他の技術的、財政的支援を行う。
- 3 都独自のデポジット制度をつくり、使用済み製品が製造者に戻るシステムをつくる。
- 4 規格びん推奨制度を創設し、自主回収ルートを支援してリターナルびんの利用を拡大する。
- 5 家庭や事業所などから排出される蛍光管、農薬・殺虫剤、塗料などの有害廃棄物を事業者責任で回収するシステムをつくる。
- 6 産業廃棄物の処理・処分による環境汚染を監視し、防止する。

- 7 都庁内はもとより、都内事業所において、PCBの保管が適正に行われているかを点検する とともに、処理計画に基づいて、期間内の適正処理を促進すること。
- 8 23区の清掃事業の方針転換によって、不要になった不燃ゴミ中継所や不燃ゴミ処理施設等 の転用を促進させる。

# (17)環境と調和した働き方

### 都市農業を推進する

- 1 都市農業推進条例をつくり、東京の地域特性を生かして、安全でおいしい東京プランドをつくり、都市農業を活性化する。
- 2 農地の宅地化をこれ以上進行させないためにも、農家の後継者の育成や,相続税の軽減などで、農業継続を支援する。
- 3 有機農産物及び特別栽培農産物の栽培や、東京産の伝統種の栽培を奨励し、生産量の拡大と 市場流通の拡大を図るとともに、有機農産物及び特別栽培農産物などの栽培農家が行うGM Oフリーゾーンなどの設置に向けた自主活動を支援する。
- 4 体験農園の拡大や農業ボランティア・農業講座などで、経験の機会を増やして,多様な担い 手を育成するとともに、農家と支援者のマッチングを図るコーディネーターを配置する。
- 5 生産流通過程のIT化を進め、農産物及び畜産物のトレーサビリティを確立する。

#### 森林対策

- 1 温暖化対策の重点産業のひとつとして林業を再生する。
- 2 森林・林業従事者を育成し、安定して働けるよう各種社会保障制度加入を支援するとともに、 林業家に関わる相続税を改善するよう引き続き国に働きかける。
- 3 多摩の森林整備は、針葉樹林から広葉樹林への転換の視点で進め、生産・流通・加工のシステム整備を促進する。
- 4 公共建築、特に学校や保育所などの建築に、多摩産材の優先利用を進める。
- 5 建築費の木材分を利子補給するなど、多摩産材の利用促進を図り、多摩産材で家を建てる人 を応援する。
- 6 森林環境保全地域の指定を増やし、森林ボランティアを育成し、市民参加の森林づくりを進める。

# 創業支援・中小企業支援

- 1 生活価値重視型事業(ワーカーズ・コレクティブなど)・非営利事業の起業支援を拡大する。
- 2 起業に当たっては相談体制・フォロー体制を拡充し、低利の融資制度など女性や若者が起業 しやすい環境作りをすすめる。突然の解雇や内定取り消しに対する相談体制を整備する。
- 3 都や自治体の公共工事に地元中小業者の活用で仕事確保を促進する。
- 4 適正な労働条件・品質確保のため、公契約条例を制定する。
- 5 シングルマザー、DV被害者、障がい者など、就労困難な人へのきめ細かな就労支援を行う。

# 安全で暮らしやすいまちづくり

# (18)人口減少社会に向けた都市づくり

### 都市計画は市民との協働で

- 1 増加する建築紛争を未然に防ぐため、「容積率制限を迅速に緩和する制度」を都全域で適用除 外とし、併せて、基礎自治体の「地区計画」策定の取り組みを支援する。
- 2 都有地は安易に売却せず、まちづくりの観点から、当該自治体、近隣自治体との対等な協議 を行って有効活用する。また売却するときは、それに先だって周辺のまちづくり方針にあわせ、用途地域の見直しを行う。
- 3 大学・高校などの統廃合跡地や未利用の大規模都有地は、原則として緑地や公園・子どもの 遊び場、災害時の避難場所として市民に開放する。
- 4 東京都環境影響評価制度は、単体だけではなく適用対象を拡大し、都市気象や景観等も勘案 して総合的な評価として確立する。
- 5 計画アセスの対象を広げ、「事業しない」選択肢を入れた複数案提示を義務付ける。

# 道路建設や都市公園整備にも市民意見の反映を

- 1 10 年以上事業認可されない道路計画は、PI方式を導入するなど市民参加で必要性と環境影響の両面から再考し、廃止・変更も含め見直す。例:3・4・9 道路(東大農場)
- 2 一定規模以上の道路建設では、調査費や市民代替案作成に事業費の1%以上を充てる。
- 3 都市計画道路の建設に当たっては沿線の学校などの近くに大気汚染や騒音を監視する装置を 設置するとともに、環境施設帯にはその地域の植生にあった木を植える。
- 4 外郭環状道路計画は、大深度法にのっとったアセスを実施し、調査データを全て公開する。
- 5 歩道橋の現況調査を行い、耐震性に問題のあるものや利用されていないものは撤去する。
- 6 都立公園でのプレーパークを更に推進する。
- 7 墓地については合葬式墓地を拡充するとともに、新たな埋葬方法を早急に実施すること。
- 8 ユニバーサルデザインの趣旨を生かした公共施設や私設建築物、道路、駅舎などの改善を進め、面的な整備を早急にはかる。
- 9 歩行者優先の歩車道分離や分離信号をすすめ、平らで歩きやすい道路にする。

### 公共交通の充実でカーフリー(脱車社会)のまちづくりをすすめる

- 1 路面電車・LRT・コミュニティバスなどの公共交通を生かしたまちづくりをすすめる。
- 2 駅へのアクセスを向上させるため、バス優先信号、バス専用・優先レーンの設置、パークアンドライドの導入をすすめる。
- 3 公共交通に関するサインは観光客や外国人にもわかりやすいものを適切に配置する。
- 4 地下鉄の全駅にホーム柵を設置する。
- 5 都バスのバス停を屋根付きに整備する。
- 6 自転車を都市交通のひとつと位置づけ、長期的な自転車道路整備計画を策定する。
- 7 自転車専用レーンの設置や、駐輪場・レンタサイクルなど各種施設を整備し、自転車道ネットワークをつくるとともに、駅周辺の自転車・原付自転車・自動二輪車の駐車に対応するため、都有地の提供などを一層拡充する。
- 8 共同荷捌き場の整備、ロードプライシングの実施、車両ナンバー規制や、通勤時のマイカー

の相乗りやカーシェアリングなどで、自動車の総量を削減する。

# (19)災害に強いまちをつくる

- 1 各局が実施している防災対策事業をじゅうぶん把握するとともに、都と区市の連携・協力を 強化する。
- 2 防災計画・復興計画に女性の視点を盛り込み、避難所での障がい者、高齢者、女性など弱者 のプライバシーや安全を確保する。
- 3 東京都地域防災計画に掲げられた公共施設・病院・住宅などの耐震化目標を年度ごとに設定 し、着実な進捗を図るなど「減災のまちづくり」を積極的に推進する。
- 4 避難所になる公共施設は、エレベーターや車いす用トイレの設置など、バリアフリー化をす すめるとともに、太陽光発電などの自然エネルギー導入を推進する。
- 5 農地を保全し、災害時の避難所または農産物供給地として自治体との協定を拡大する。
- 6 まとまった土地を計画的に取得したり、未利用の都有地を災害用として確保する。
- 7 災害・事故のショックやストレスへの対策として精神疾患患者および心的外傷ストレス障害 (PTSD)も視野に据えたメンタルケア対策を行う。
- 8 斜面地や浸水地域の宅地開発を規制し、都市型水害の未然防止に努める。
- 9 狭隘道路の拡幅を進めるとともに、密集街区に対応する消防システムを構築していく。
- 10 東京災害ボランティアネットワークなどの市民活動団体と連携し、地域レベルでの災害ボランティア・コーディネーターの組織的な養成を促進する。危険地域のボランティア活動に給付される保険に一定の補助を行う。
- 11 東京都独自の基金制度を創設し、被災後の住宅・生活再建資金を援助する。
- 12 簡易耐震補強工事や家具転倒防止金具取り付け助成制度を創設する。

# 市民の自立と参加

# (20)大事なことは市民が決める

- 1 住民投票制度を導入するとともに、直接請求などの手続きを簡素化し、市民が直接政治に参加するしくみを広げる。
- 2 行政の応答責任を義務付けた総合的なパブリックコメント(市民意見公募)条例をつくる。
- 3 市民の苦情や措置請求などの申し出に、行政が応える責務を明確にした総合オンプズマンを つくる。
- 4 指定管理者制度は選定時の透明性を高め、市民参画による運営基準(管理運営方針を含む) の策定と第三者評価を行う。
- 5 施策の透明性・客観性を高めるために、事業計画・実施・事後評価を含む総合的な事業評価 を市民参加でおこなう。そのために、資料の保存と情報公開を徹底する。
- 6 投票所のパリアフリー化を進めるとともに、外出困難な高齢者等の投票を可能にするルール 作りを進める。

### (21)自治・分権

- 1 都から市区町村への権限と財源の委譲をすすめる。
- 2 都区制度改革を見直し、都区財政調整制度などの抜本的な改革をすすめる。
- 3 低所得者対策や医療費助成等の実施については、関係する自治体と十分協議して進める。
- 4 自治体の入札・契約制度には、入札参加条件に法令順守(コンプライアンス)を条件とする。 特に、過去一年間において、労働基準法、男女雇用均等法、育児介護休業法、障害者雇用促 進法などに違反があった企業は入札から排除する。都の入札参加事業者の格付けに当たって は、障害者雇用率、ISO取得状況、男女平等推進状況、NPO支援などの社会性を考慮する。
- 5 都民にわかりやすい予算・決算書づくりをすすめる。
- 6 職員の短時間勤務制度を拡充するとともに、常勤職員以外の働き方を把握・整理する。
- 7 メモリーの持ち出し・紛失などによる流出がないよう、個人情報保護を徹底する。

### (22)市民がつくる安全・平和

### 平和

- 1 東京都は非核三原則を守り、非核平和条例を制定する。
- 2 都市間交流やNGO・NPO支援による市民平和交流をすすめる。
- 3 東京都が保有し、管理する全ての施設・用地、都職員が行う業務を平和目的以外に使用しない。
- 4 東京にある基地の全面返還を求め、跡地利用は市民参加で決める。「多摩サービス補助施設」 (多摩弾薬庫跡地)の早期返還を求め、返還されるまでの期間についても、全面公開とする。
- 5 基地周辺の各自治体の住民を対象に健康被害調査を実施するとともに、飛行制限時間の拡大 と飛行回数の削減を求める。

### アジア中心の国際協力

- 1 都が蓄積した環境・教育・福祉・土木・下水など専門的社会開発技術の人材を派遣し、アジ ア地域などへの人材育成、技術支援を推進する。
- 2 市民主体の国際協力や多様な民族や文化を認め合う東京をつくるために、NGOと連携・協力して、都の国際政策を横断的・効果的に推進する。

### 多文化共生社会をつくる

- 1 外国人の都政への参画をすすめるため、審議会・懇話会委員への外国人の登用を促進すると ともに、「外国人都民会議」を再開し、提言を政策に生かす。
- 2 外国人の就労や滞在資格等から派生する人権問題を解決する権利擁護機構をつくる。
- 3 不法就労や無国籍の子どもたちが、教育・医療など日本の子どもたちと同様の権利・サービスが受けられるように支援する。
- 4 外国人の相談窓口の充実、居住支援、多言語による生活情報・防災情報等の生活支援を充実 させる。
- 5 定住外国人に地方参政権取得の道を開くとともに、定住外国人の地方公務員への採用に際し、 国籍条項を撤廃する。